（遺言者による申請書等の閲覧の請求の方式）

第三十一条　令第十条第一項及び第二項の請求に係る同条第五項の請求書は、別記第七号様式によるものとする。

２　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第四条第四項第二号に掲げる事項及び第十一条第二号に掲げる事項

二　閲覧を請求する申請書等又は撤回書等

三　特別の事由

四　手数料の額

五　請求の年月日

六　遺言書保管所の表示

（遺言者による申請書等の閲覧の方法）

第三十二条　第二十二条の規定は、令第十条第一項及び第二項の規定による申請書等及び撤回書等の閲覧について準用する。

第四章　関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求手続等

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式）

第三十三条　法第九条第一項の請求に係る同条第四項の請求書は、別記第八号様式によるものとする。

２　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名

二　法定代理人によって請求するときは、当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　請求人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先

四　遺言者の氏名、出生の年月日、最後の住所、本籍（外国人にあっては、国籍。以下同じ。）及び死亡の年月日

五　法第九条第一項第一号に規定する相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を除く。次項第三号並びに次条第一項第一号及び第二号において「相続人」という。）の氏名、出生の年月日及び住所

六　請求に係る証明書の通数

七　手数料の額

八　請求の年月日

九　遺言書保管所の表示

３　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一　請求人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合　前項第四号に掲げる事項のうち遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日

二　請求人が遺言書情報証明書又は第四十八条第二項の書面の写しを添付した場合　前号に掲げる事項及び前項第五号に掲げる事項

三　請求人が不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（次条第一項第一号において「法定相続情報一覧図の写し」という。）（相続人の住所の記載があるものに限る。）を添付した場合（廃除された者がある場合を除く。）　前項第五号に掲げる事項

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類）

第三十四条　法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　遺言者を被相続人とする法定相続情報一覧図の写し（廃除された者がある場合には、法定相続情報一覧図の写し及びその者の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書）又は遺言者（当該遺言者につき代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書並びに相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書（遺言者又は相続人が外国人である場合には、これらに準ずるもの）

二　相続人の住所を証明する書類（官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。）

三　請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

四　請求人が法第九条第一項第一号に規定する相続人に該当することを理由として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類

五　請求人が法第九条第一項第二号に規定する相続人に該当することを理由として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類

六　請求人が法人であるときは、代表者の資格を証明する書類で作成後三月以内のもの

七　法定代理人によって請求するときは、戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後三月以内のもの

２　前項の請求に係る遺言書について、既に遺言書情報証明書の交付がされ又は関係相続人等による閲覧がされている場合には、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しない。

（遺言書情報証明書の作成方法）

第三十五条　遺言書情報証明書を作成するには、遺言書保管官は、次に掲げる事項を記載した書面の末尾に認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

一　法第七条第二項各号に掲げる事項

二　遺言書に記載された法第九条第一項第二号（イを除く。）及び第三号（イを除く。）に掲げる者の氏名又は名称及び住所

（遺言書情報証明書の交付の方法）

第三十六条　遺言書保管官は、次に掲げる方法によって遺言書情報証明書を交付しなければならない。

一　第十三条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して交付する方法

二　請求人又はその法定代理人の住所に宛てて郵便又は信書便により送付して交付する方法

（関係相続人等による遺言書の閲覧の請求の方式）

第三十七条　法第九条第三項の請求に係る同条第四項の請求書は、別記第九号様式によるものとする。

２　第三十三条第二項（第六号を除く。）及び第三項の規定は、前項の請求書について準用する。

（関係相続人等による遺言書の閲覧の請求書の添付書類）

第三十八条　第三十四条の規定は、法第九条第三項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類について準用する。

（関係相続人等による遺言書の閲覧の方法）

第三十九条　遺言書保管官は、第十三条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して、法第九条第三項の規定による閲覧をさせなければならない。

２　第二十二条の規定は、法第九条第三項の規定による遺言書の閲覧について準用する。

（関係相続人等による遺言書保管ファイルの記録の閲覧の請求の方式）

第四十条　第三十七条の規定は、令第九条第三項の請求書について準用する。

（関係相続人等による遺言書保管ファイルの記録の閲覧の請求書の添付書類）

第四十一条　第三十四条の規定は、令第九条第三項の法務省令で定める書類について準用する。